

「群馬県版 学校再開に向けたガイドライン（改訂版 令和2年5月）に基づく 新型コロナウイルス感染症対策点検チェックリスト」

令和2年6月1日
西部教育事務所

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について、以下の項目の体制整備が図られているか確認するなど、きめ細かな対応をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患する可能性は誰にでもあり、感染者、濃厚接触者とその家族、医療従事者等に対する偏見や差別は決して許されるものではありません。適切な知識を基に、児童生徒への発達段階に応じた指導と家庭、地域の方々への啓発を積極的に行っていきましょう。

登校前・登校時

「群馬県版学校再開に向けたガイドライン（改訂版） P.1」より

一 通常登校に対応する内容 一

- 毎朝、家庭での検温を行い、発熱やだるさなどの風邪症状がないかチェックして「健康観察の記録表」に記入する。また、同居の家族にも検温や体調確認をしていただき、何か変わったことがあれば学校に伝えてもらう。
- 体温が37.0℃未満であっても、平熱より高い場合や風邪症状がある児童生徒は、自宅で休養する。
- 非接触型体温計で、登校時に、児童生徒の体温を測り、37.0℃未満であっても、平熱より高い場合や体調不良がみられる場合は、健康観察をしっかりと行った上で帰宅させる。
- 登校時にはマスクを着用する。
※マスクがない場合は、家庭や地域に作成の協力を得る。
- こまめな水分補給のために、飲み物を持参する。
- 学校に登校したら、各教室に入る前に、手洗いを確実にを行う。

一 分散登校時に対応する内容 一※上記における対応に加え、以下の対応を行う。

- 学年、クラスを2から3グループに分け登校させるなど、児童生徒が一斉に学校に集まることを避ける。

- 「健康観察の記録表」を見ると、過去2週間の行動履歴、検温記録が分かる。
- 児童生徒が朝の検温を忘れたり、マスクを忘れたりした場合の対応について、事前指導している。
- 朝の検温の担当や方法、児童生徒の発熱を確認した場合の対策が取られている。
- 平熱より高い場合や体調不良の児童生徒がいた場合、通常登校している児童生徒と接しないように、早退するまでの居場所や動線の確保がされている。

学校生活

「群馬県版学校再開に向けたガイドライン（改訂版） P.2」より

一 通常登校に対応する内容 一

- こまめに手洗いをを行う。
- こまめな水分補給を行う。授業中にも水分補給を行うことを認める。
- 朝のホームルームでマスクの所持について確認し、室内では通常マスクを着用（運動時を除く）する。
- 換気のため、各教室は、原則、対角線上の2か所以上の窓を常に開けておく。加えて、休み時間には、出入口のドアも開放したりするなど換気を徹底する。
- 蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチなど学校の共用部分は、できるだけ触れる回数を減らす。共用部分は、1日1回以上アルコールなどで消毒する。
- 校内に、手洗いや咳エチケットのポスターを掲示し、児童生徒の指導を徹底する。
- 室内においては、児童生徒間の距離を1メートルを目安として、できるだけ離すとともに、大声を出すことは控えるようにする。

一 分散登校時に対応する内容 一 ※上記における対応に加え、以下の対応を行う。

- 休み時間ごとに手洗いをを行う。手洗いの際、洗い場に児童生徒が集中しないよう、授業時間を短縮して、休み時間を長く設けるなどをする。
- 室内においては、児童生徒間の距離を2メートル（最低1メートル）確保するよう、できるだけ離すとともに、大声を出すことは控えるようにする。

- 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの感染症予防対策について指導している。
- 学校内の消毒すべき箇所をリストアップし、消毒の実施状況について管理している。
- 学校の共有部分(教材、教具、体温計等)の定期的な消毒について担当者を決めている。
- 共用の教材、教具、情報機器などを使用した後、手洗いを指導している。
- 握手・ハイタッチなど身体の接触を伴う活動は避けている。
- 家庭科について、当面の間、調理実習は見合わせている。被服実習を行う際には、児童生徒同士が近距離で作業することを避け、実習台や共用の用具の消毒をしている。
- 音楽科について、当面の間、集団での歌唱や口に触れる楽器の演奏の学習を見合わせている。
- 体育について、当面の間、可能な限りの屋外での活動を実施したり、児童生徒が集合・接触したりする活動を避けている。
 - ⇒ 上記の対策が取れず、安全な実施が困難である場合
 - 年間指導計画を踏まえ指導順序を入れ替えている。
 - 実習内容の変更をしている。

学校行事

「群馬県版学校再開に向けたガイドライン(改訂版) P.3」より

一 通常登校・分散登校に関わらず共通する内容 一

- 運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事については、当分の間実施しない。
- 修学旅行については、延期・縮小・中止について検討する。
- 体育祭や文化祭、発表会など、修学旅行以外の学校行事についても、感染防止及び授業時数確保の観点から、縮小・中止・延期等について検討する。
- 学校行事を行う場合は、近隣都県及び本県における感染状況や県主催イベントの実施ガイドライン等も踏まえ、実施時期や内容について検討する。

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(文部科学省)」等を参考にしている。
- 「新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等実施ガイドライン(群馬県)」や「社会経済活動再開に向けたガイドライン(群馬県)」等を参考にしている。

給食・食事

「群馬県版学校再開に向けたガイドライン(改訂版) P.4」より

一 通常登校に対応する内容 一

- 食事の前には、給食当番はもとより、児童生徒等全員が手洗いを徹底する。
- 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、発熱や風邪症状がないか、マスクを着用するなど衛生的な服装であるか、手洗いを徹底しているか等、当番を行うことができるか毎日点検する。
- 食事をする際には、机を向かい合わせにはせず、座席の間隔を1メートルから2メートルを目安として、できるだけ空けて、飛沫を飛ばさないように会話を控える。
- 教室以外の場所も開放し、食事場所を分散させる工夫等を行う。

一 分散登校時に対応する内容 一 ※上記における対応に加え、以下の対応を行う。

- 給食を時間差で提供する場合には、衛生管理基準のもと、食中毒等には十分注意する。
- 可能な限り品数の少ない献立(例えば、主菜と具沢山の汁物等)で適切な栄養摂取ができるよう工夫する。
- 衛生管理上の観点から、給食の持ち帰りは想定していないが、保護者の同意等を得た上で、例外的に持ち帰りを実施することなども検討する。

- 洗濯していないエプロンを使用しないなど、共有物品の使用ルールを決めている。
- 給食の配食にあたっては、各個人では行わず、健康状態を点検した給食当番の児童生徒及び教職員が行うなどのルールを決めている。

部活動

「群馬県版学校再開に向けたガイドライン（改訂版） P.5」より

ー 通常登校に対応する内容 ー

- 部活動は、生徒の健康・安全の確保のため、生徒に任せて実施するのではなく、教師や部活動指導員等の指導の下で実施する。
- 学校生活と同様に、基本的な感染症対策を徹底した上で実施する。
- 発熱やだるさなどの風邪の症状が見られる生徒は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。

ー 分散登校時(週5)に対応する内容 ー ※上記における対応に加え、以下の対応を行う。

- 集団での活動機会が少なくなるため、個人練習がしやすい環境を整え、基礎体力などを養うことを推奨する。
- 部活動ごとに、活動日・活動時間を設定し、同時に同一箇所で大勢が活動しないようにする。
- 活動に際しては、生徒間の距離を2メートル以上空け、大声での会話や発声は避ける。

ー 分散登校時(週2～3)に対応する内容 ー

- 部活動は自粛(必要に応じて、部活動再開に向けた準備を行う。)

- ボトル、カップ、タオルの共有はしないことを周知している。
- 熱中症対策として、飲料水は個人で準備するよう保護者に依頼している。
- 体育館のような広く天井の高い部屋においても換気が必要なことを周知している。
- 臨時休業期間において運動不足になっている児童生徒もいることから、体育の授業を含め部活動の開始時には準備運動を十分に行うこととしている。

休校等の基準

「群馬県版学校再開に向けたガイドライン（改訂版） P.6」より

ー 通常登校・分散登校に関わらず共通する内容 ー

- 児童生徒や教職員が、PCR検査を受けることになった場合や、濃厚接触者となった場合は、学校に連絡する。
- 児童生徒や教職員に感染者が出た場合には、学校全体を臨時休業とするなどの対応を行う。
- 児童生徒や教職員が濃厚接触者となった場合には、登校を認めないこととする。その上で、生徒または教職員の所属する学級及び部活動について、学級閉鎖及び活動停止とするなどの対応を検討する。
- 以上を基本としながら、症状の重さや、学校内における活動の広さ、接触者の多さ、地域における感染の拡がりなどを考慮して、所管の教育委員会と相談し、近隣校の対応なども含め協議する。

- 児童生徒や教職員がPCR検査を受けることになった場合や、濃厚接触者となった場合の連絡経路や個人情報の留意点について、全職員で共通理解している。
- 児童生徒が濃厚接触者となった場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して「2週間の出席停止となること」が確認されている。《 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省）P35 参照 》

保健室における対応について

- 児童生徒が、体調不良を訴えて保健室に来室した場合は、室内の換気をしっかり行い、マスクを着用して対応する。問診時は、可能な限り児童生徒との距離を保つとともに、対応後はしっかり手洗いをしている。
- 複数の児童生徒が保健室を利用する場合、児童生徒が他の児童生徒と接することのないよう、児童生徒間の距離を1～2メートル空けたり、カーテンやついたてを利用したりするなどの工夫をしている。
- 体調不良の児童生徒を帰宅させる場合で、保護者の迎えを待つ等で学校にとどませる必要がある場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、学校の実態に応じて、例えば、別室に待機させるなどの配慮をしている。ただし、体調の悪い児童生徒を一人にしていない。
- 上記内容について、児童生徒や保護者へあらかじめ周知し、理解を得ている。

児童生徒の心のケアについて

- 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察を実施している。
- 健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を計画している。
- 感染者等に対する偏見や差別の未然防止のため、発達段階に応じた指導を計画している。
- 児童生徒や保護者が相談できる関係機関の相談窓口を家庭に周知している。
- 児童生徒・保護者の不安を軽減するため、学校の取組を家庭・地域等と情報共有している。

特別支援学級等の指導について

- 医療的ケア等を必要とする児童生徒には、主治医や学校医に相談の上、個別に登校判断をしている。
- 交流及び共同学習の実施は、当該児童生徒の健康状態の把握や教員の体調管理を徹底した上で、保護者や病院との情報共有をして授業の可否について判断している。
- 放課後等デイサービスによる送迎サービスの利用の際は、当該関係機関と連携を図っている。

スクールバス等の利用について

- 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行っている。
- 可能な範囲でのコース変更や運行方法の工夫により過密乗車を避けている。
- 利用者の座席を離したり、会話を控えたりするなど乗車中の工夫やマナーを指導している。

学校に出入りする業者等への要請について

- 咳エチケット、マスク着用等の感染防止対策の徹底を要請している。

家庭・地域との連携について

- 上記チェックリストの主な内容を、学校医及び学校薬剤師等による専門的な見地から指導を受けたり、学校運営協議会、学校評議員会、PTA運営委員会等において共通理解したりしている。

消毒すべき箇所(例)

学校施設内で手指がよく触れる場所を清潔に保つことが大切です。

下記の例を参考に、学校施設内にある消毒箇所を洗い出してください。特に、プラスチックや金属などの表面では、ウイルスが数日間生存できるとされています。なお、学校施設の状況により、消毒すべき箇所は変わります。学校施設の定期的な安全点検を実施するとともに、計画的・定期的に消毒をしましょう。

(学校施設全般)

- ドア、窓等のノブ・取っ手
- 手すり
- 照明等のスイッチ
- エレベーターやインターフォンのボタン
- カーテンやブラインドで手がよく触れるところ
- 水道の蛇口・流水レバー・シャワーヘッド、ホースの持つところ等
- モップ等の清掃用具等

(トイレ)

- 洗面台
- 便器の蓋・便座等
- 水洗流水レバー等
- ウォシュレットの操作ボタン
- 壁、床等

(職員室等)

- 教室の鍵等
- キャビネット、ファイルボックス等のノブ・取っ手
- 机の作業面
- 椅子のひじ掛け・背もたれ
- 電話機・携帯電話
- パソコンのキーボード・マウス等
- タブレット PC、電卓等
- 共用のポット、冷蔵庫の取っ手
- 洗濯機
- 共用の布きん等
- ロッカーの取っ手
- 共用の事務用具等の備品・教材等で手に触れるものすべて

(教室等)

- 机・椅子
- 共用パソコンのキーボード・マウス等
- 共用タブレット PC
- 共用の本・辞書等
- 共用の筆記用具等
- 共用の教材、器具等
- スポーツ用品、楽器等